

平成26年10月2日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 森谷 光夫 殿

長久手市長 □ 田 一 平

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）

平成26年8月18日付けで依頼のありましたことにつきましては、下記のとおりです。

記

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
1 自治体の基本的あり方について		
①	憲法、地方自治法などをふまえて、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。	介護、福祉、医療などの社会保障の施策を踏まえ、一層の住民福祉の向上を図ります。
②	徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。	滞納整理機構へは、平成27年度以降も参加予定です。
③	税の滞納世帯の解決は、児童手当を差し押さえた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差し押禁止財産は差し押さえしないこと。住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	実情、財産をよく調査した上で、関係法令等に基づき対応していきます。
2 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。		
1 生活保護について		
①	生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、申請書を渡さない、親族の扶養について問いたすなどして相談者・申請者を追い返す、違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護法に従い、適切に対応しています。
②	国による生活保護費の引き下げに対しては、自治体の責任で受給者の生存権を守る措置を講じてください。	生活保護法に従い、適切に対応しています。
③	国による生活保護費の引き下げに対して、生活保護費と連動する諸施策の基準引き下げが起こらないよう措置を講じてください。	各施策については、国等の動向をみて、各関係法令等に従い適切に対応いたします。
④	弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。	警察官OBについては、面接相談や家庭訪問の業務担当として従事しておりますが、弱者の生存権侵害は、ありません。
⑤	生活保護困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」は自治体直営で実施してください。また、生活保護が必要な人には受給手続きを紹介するなど、就労支援に偏らず生存権保障を重視してください。	モデル事業として、平成26年1月から、市社会福祉協議会へ委託し、連携をとりながら実施しています。平成27年度以降も、事業を継続して実施していきます。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
2	安心できる介護保障について	
	(1) 介護保険料・利用料について	
	① 第6期の介護保険料は一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。保険料段階は厚生労働省基準よりも多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。	第5期介護保険事業計画の実績等に基づいて第6期の介護保険料を決定してまいります。ご意見として参考とさせていただきます。
	② 介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。	既存の制度で実施します。
	(2) 基盤整備について	
	① 特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、施設・居住系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。	第5期介護保険事業計画に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を整備しました。
	② 地域包括支援センターを中学校区ごとに設置し、原則、市町村直営としてください。	地域包括支援センターは、人口、高齢者人口を参考に設置数を決定しています。現在3つの中学校区に対して2つの地域包括支援センターを設置しています。現在のところ増設の考えはございません。また、地域包括支援センターは、委託により実施しており、今後も同様に実施してまいります。なお、ご意見として参考とさせていただきます。
	③ 介護・福祉労働者を十分に確保するために、適正な賃金・労働条件および研修についての財政的な支援をしてください。	市独自の支援については、現在のところ考えておりませんが、ご意見として参考とさせていただきます。
	(3) 地域包括ケアを含む「新しい総合事業」について	
	① 要支援者の訪問介護・通所介護については、専門的サービス(ヘルパーなど)を保障し、後退させないでください。既存の介護事業所に要支援者へのサービスを委託する場合には現行単価を引き下げないでください。	国が示す範囲内で、既存の介護事業所の意向を踏まえて、市で単価を定める予定です。
	② 「新しい総合事業」の実施にあたっては、市町村予算を十分に確保し、サービス提供の引き下げをしないでください。利用者負担はこれまでより引き上げないでください。	国が示す範囲内で、市で単価を定める予定ですが、ご意見として参考とさせていただきます。
	③ 介護保険サービスの利用を申し出た人は、すべて要介護認定の対象にしてください。	国が示す「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」に基づいて対応します。
	(4) 高齢者福祉施策の充実について	
	① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。	
	ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	緊急通報システム、家事援助型ホームヘルパー派遣事業及び食の自立支援事業で安否確認及び生活支援を行っていきます。
	イ 高齢者や障害者などの外出支援などの施策を充実してください。	現行どおりとします。(高齢者および障がい者の外出支援は、巡回バスの無料バスを交付し、高齢者にはさらに1,000円分のリモカードを交付しています。移動が困難な障がい者の外出支援のために、タクシー利用券の発行をしています。
	ウ 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集う場所を増やしてください。施設運営費用などの助成金を拡充してください。	高齢者の集いの場として老人憩の家を市内7か所に設置しており、60歳以上の方は誰でも利用できます。現在のところ増設の考えはございません。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
エ	高齢者世帯が安心して暮らせる高齢者住宅を公営で整備してください。	長久手市には、公営の高齢者住宅を整備する考えはございません。県営住宅にはシルバーハウジングがあり、生活援助員の派遣を行っております。ご意見として参考にします。
②	配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし利用者負担を引き下げてください。また、閉じこもりを防ぐため会食方式も含め実施してください。	平成26年9月までは平日の昼食の配食サービスを行っていましたが、10月から土日祝の昼食も開始しました。利用者負担の引き下げや会食方式は現在のところ予定はありません。
③	住宅改修費、福祉用具購入費、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。	住宅改修費及び福祉用具購入費については、H26.1.4から受領委任払制度を実施しております。なお、高額介護サービス費については、体制確保が困難なため実施の予定はありません。
(5)	障がい者控除の認定について	
①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。	現在、介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で対象と判断できる方に申請書を送付し、個別の申請により交付しておりますが、対象者に認定書を一齐送付することを検討しております。
3	福祉医療制度について	
①	福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	本市では、子ども医療、精神障害者医療については県制度から市単独で拡充を行っており、現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。なお福祉課所管の更生医療と育成医療については、関係法令等に基づき事業を実施しています。
②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	本市では15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っております。現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。
③	障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	本市では精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、全疾病現物給付の補助を実施しています。
④	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	本市では、後期高齢者福祉医療対象者のうち、精神障害者医療に係る助成については(県制度から)市単独で拡充を行っております。現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。
4	子育て支援などについて	
①	妊産婦健診は、産前14回に加え、初回及び産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。	平成21年度より妊婦健診14回実施していますが、初回及び産後の健診は実施していません。
②	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。	生活保護の基準額は、参考にはしますが、認定の基準にはしていません。また、年度途中での申請については、周知に心がけています。なお、支給内容については、平成25年度から生徒会費及びPTA会費を加えて拡充しました。

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
③	憲法による「義務教育は無償」の立場から学校の給食費を無償にしてください。給食費未納により給食が食べられない子どもを自治体の責任でなくしてください。	学校給食法第11条第2項に基づき給食費については、保護者負担としています。ただし、保護者の負担を軽減するため、市単独で補助金を支出しています。
④	児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。	平成24年から平成26年までの間に家庭的保育事業を2か所、公立保育園を1園、私立保育園を3園開園し入所可能な保育施設を開設してまいりました。家庭的保育事業は、市が、家庭的保育支援者を置き、また、公立保育園を連携保育所として、保育の指導を行っています。家庭的保育事業を利用する乳幼児については、連携保育所による集団保育に参加し、また、家庭的保育者においても公立保育園の保育を体験することで保育の差が生じないようにしています。
5	国保の改善について	
①	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	現在、国保広域化について、国と地方との協議により国の財政上の基盤強化も論議されているところであり、この議論を注視していきます。
②	保険料(税)について	
ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れを行い、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。	医療費が年々増加している中、H17年度以降税率は据え置いており、保険税の引下げは難しいと考えます。
イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	子ども医療の給付は受けているため、負担はお願いたいと考えています。
ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。生活保護基準引き下げにより、現在の対象者が縮小とならないようにしてください。	法令軽減を含めて、現行の条例・規則の中で対応しています。
エ	所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	300万円以下の世帯が約70%を占めていることから、現行の条例・規則の中で対応します。
③	保険料(税)滞納者への対応について	
ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	相応の収入が見込まれるも納付がなく、面談等を試みても応じない場合など、止むを得ず発行する場合があります。H26年9月1日時点で資格証明書の発行はありません。
イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。滞納があっても施行規則第1条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行してください。	給付の制限は行っていません。
ウ	保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6カ月としてください。	分納の履行が守られている世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新しい保険証を郵送しています。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
エ	保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、生活実態の把握にも有効なものと考えています。無保険者の調査は考えておりません。
④	一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。	一部負担金については、生活保護基準の1.3倍以下で実施しており、変更する予定はありません。周知については、「国民健康保険のしおり」などで掲載し、周知しています。
6	障がい者・児施策の拡充について	
①	障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。	国の基準は課税されている世帯に応能負担を求めています。市は国の基準に基づいて支給決定しています。
②	訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。	障害者相談支援事業の相談員が作成するサービス利用計画に基づき、適正な時間を支給決定しています。
③	移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。	地域生活支援事業実施要綱に基づいて移動支援事業を実施しており、市では、通所、通学は対象外としています。
④	65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が、それまでの生活を維持・継続できるよう介護保険サービスを一律に優先させることなく、本人意向にもとづいた障害福祉サービスが利用できるようにしてください。	障害者総合支援法第7条に基づき、介護保険のサービス優先を原則としています。
⑤	65歳以上の障害者や16疾病のある40歳以上の障害者が障害福祉サービスから切り替えられる介護保険サービスの利用料を、障害者総合支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。	国の制度のもとで支援を行います。
⑥	通院時の院内介助や入院中のヘルパー派遣を認めてください。	国の制度に基づき、適正に運営していきます。
⑦	相談支援事業は、基本相談や計画相談を丁寧に行える職員配置ができるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。	相談支援事業は、市では委託により運営し、職員の適正配置に努めています。
7	予防接種について	
①	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。	国(厚生労働省)の規定に基づいた予防接種を実施しており、現行どおりとします。
②	高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の助成を増額してください。	平成26年9月30日までは、接種費用の一部として3,000円を助成しています。平成26年10月1日以降は定期予防接種と同額の自己負担額で受けられるよう、助成額を増額します。
③	妊娠を希望する夫婦及び妊婦の夫を対象とした風疹ワクチン接種は、無料で受けられるようにしてください。	平成26年の風しん対策助成事業として、風しん抗体検査の結果、抗体が不十分と判断された妊娠を希望する夫婦を対象に全額助成事業を実施しています。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
3	国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	
1	国に対する意見書・要望書	
①	消費税増税を中止してください。	国民への負担は増大しますが、増税分の全額を社会保障財源に充てるものですので、やむを得ないものと考えます。
②	年金2.5%切り下げをやめてください。高齢者も若い人も共に役立つ最低保障年金制度をつくってください。当面、国庫負担部分の3.3万円をすべての高齢者に支給し、無年金者を無くしてください。	国民年金事業は、政府が管掌事業であり、要望書を提出する考えはありません。
③	介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。軽度者外しはやめてください。	国の制度のもと介護保険事業の適正な運営に努めていきます。
④	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。	本市としては、15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っており、当面はこれを継続する予定です。また、子ども医療費助成制度は各市町村の施策であるため、拡充の範囲については、慎重な議論が必要であると考えます。
⑤	入院給食費など新たな患者負担増はやめてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥	精神障害者を精神科病院に囲い込む「病棟転換型居住系施設」構想は撤回してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦	介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑧	受給者のいのちを削る平均6.5%の生活保護基準の引き下げは取りやめ、元に戻してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
2	愛知県に対する意見書・要望書	
(1)	福祉医療制度について	
①	福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。	平成26年6月27日に全国市長会提言として、 <u>国に対して自立支援医療についての必要な措置などを求めているところ</u> です。
②	子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。	本市では15歳年度末までの入・通院について現物給付を行っています。現在のところ、この制度を継続して行っていく予定です。
③	障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。	本市では精神障害者保健福祉手帳1、2級の方に対して、 <u>全疾病現物給付の補助を実施</u> しております。
④	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	本市では、 <u>後期高齢者福祉医療対象者のうち、精神障害者医療に係る助成については県制度から市単独で拡充</u> を行っています。

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項		回 答
(2)	県民の医療を守、医療提供体制の充実のために	
①	国民健康保険への県の補助金を増額してください。	平成26年4月24日に愛知県市長会を通して、国保の広域化を含め、万全の対策を講じるよう求めているところです。
②	県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者・地域住民・労働者の代表を入れるとともに、三者の意見を十分反映したものにする事。	意見書・要望書を提出する考えはありません。